

令和7年5月21日

報道機関 各位

高額介護サービス費にかかる事務の失念及び給付遅延のお詫びについて

南陽市長 白岩 孝夫

同じ月に利用した介護サービスにかかる利用者負担が高額となり、課税・所得区分による限度額を超えた分を給付する「高額介護サービス費」につきまして、事務処理を失念したため、5月給付分(1月利用分)の本市の定時給付日である5月15日に給付することができませんでした。

対象者の方へは、お詫びの文書及び支給決定通知書を送付し、5月26日に振込を行います。

1. 概要

対象者の抽出及び決定処理を失念し、さらに、対応策を十分に講じなかったため、5月15日の給付が行われず、また、対象者の方への説明を怠ったもの

発生した誤りの重大性を十分に認識せず、また、対応策を検討しなかったことが最大の原因であると考えています。

2. 対象者・給付総額

対象者 384人(施設入所者275人、在宅109人)

給付総額 4,874,120円(一人当たり80円～86,802円)

3. 対応

- ・対象者の方へお詫びの文書及び支給決定通知書を5月21日(水)に送付いたします。
- ・対象者の方への口座振込を5月26日(月)に行います。

4. 再発防止策

- ① 毎月の定時支払事務のスケジュール管理を担当者任せでなく、複数人で行います。
- ② 懸念される事案が発生した場合、組織として対処し、迅速な対応を行います。

5. 市長コメント

この度の介護保険事務処理について、大変ご迷惑をおかけし深くお詫び申し上げます。この事態を深刻に受け止め、厳正に対処いたします。

また、再発防止に努め、信頼回復に向けて取り組んでまいります。

問合せ先

南陽市福祉課 課長 高橋 直昭

電話 0238-40-1639